

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（防衛省防衛政策局国際政策課）

制 度 名	日豪円滑化協定（仮称）に基づく豪州国防軍に対する課税免除措置の創設											
税 目	複数税目											
要 望 の 内 容	<p>日豪円滑化協定（仮称）は、共同運用及び演習を円滑化すべく、自衛隊及び豪州国防軍の相互訪問に関し、行政的、政策的及び法的手続を改善するために必要な内容を規定することを予定するもの。</p> <p>現在交渉中の日豪円滑化協定（仮称）において、豪州が他国と締結している同種の協定と同様、協定に基づき豪州国防軍の訪問部隊を受け入れる際、輸入品等に係る内国消費税等を徴収しない旨の規定が盛り込まれる見込みである。</p> <p>同協定については、平成 31 年度末までに署名に至る可能性もあることから、課税免除措置の創設を要望する。</p> <table border="1" data-bbox="885 795 1490 965"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>日豪円滑化協定（仮称）により、自衛隊及び豪州国防軍の部隊による共同運用及び演習の円滑な実施が可能となり、日豪間の安全保障協力が飛躍的に向上し、我が国の安全・安心の向上に資する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>日豪円滑化協定（仮称）においては、訪問部隊が各種の税を課されることなく接受国に物品等を輸入することを可能とすることなどを検討しており、必要な免除措置を講ずることとしたい。</p>											

今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	日豪円滑化協定（仮称）に基づき、自衛隊と豪州国防軍の間の共同運用及び演習を円滑にし、インド太平洋地域の平和と安定に対する日豪両国のコミットメントを確固たるものとする。
		—	—
		—	—
	政策目標の達成状況	—	
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		—	—
要望の措置の妥当性		一般に、協定に基づき他国の部隊を受け入れる場合には、輸出品等に係る内国消費税等を徴収しない旨の規定を設けることが広く行われている。	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今般初めて要望するもの。	